

給与及び退職金支給規程

(社)日本機械土工協会

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本機械土工協会職員就業規則に基づき、社団法人日本機械土工協会職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定める。

(給与の構成)

第2条 この規程に定める給与とは、次に掲げるものをいう。

(1)基本給

(2)所定手当

イ.通勤手当

(3)所定外手当

イ.超過勤務手当

ロ.深夜勤務手当

ハ.休日勤務手当

(4)賞与

(5)退職手当

(基本給)

第3条 職員の基本給は、年齢・学歴・職歴並びに職務遂行能力等を総合的に勘案して、毎年一回、会長が定める。

(初任給)

第4条 協会に新たに採用された者の初任給は、本人の年齢・学歴・職歴並びに民間企業の給与動向等を総合的に勘案し、会長が定める。

(通勤手当)

第5条 居住する住居から勤務場所に交通機関を利用して通勤する職員に実費相当額の通勤手当を支給する。ただし、その支給額は、所得税法に定める非課税限度額を上限とする。

(超過勤務手当)

第6条 職員が一日につき8時間を越えて勤務することを命じられ、勤務したときは超過勤務手当を支給する。

(深夜勤務手当)

第7条 職員が午後10時から午前5時までの時間の間の勤務を命じられ、勤務したときは深夜勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第8条 職員が休日に勤務を命じられ、勤務したときは休日勤務手当を支給する。

(賞与)

第9条 毎年6月1日並びに12月1日に在籍する職員に対し、賞与を支給する。その支給額は、職務遂行状況を勘案して会長が決定する。

(退職手当)

第10条 勤務期間3年以上の職員が退職する場合には、退職手当を支給する。

(退職手当の支給額)

第11条 退職手当の基準支給額は、対象職員の退職時における基本給の月額合算額に、別表に定める支給率を乗じて得た額とする。

2 懲戒処分によって解雇された者については、会長の定めるところによって支給額を減じ、又は全額支給しないことができる。

3 協会の運営に功労があった者には、理事会の議決により、第1項で得た退職手当支給額にその2割以内を増額して支給することができる。

(勤務期間)

第12条 勤務期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの引き続いた在籍期間とする。ただし、1年間に満たない月は切捨てる。

(死亡退職の取扱い)

第13条 死亡により退職する職員の退職手当は、法定の相続者に支払う。

(支給の時期)

第14条 退職手当は退職又は死亡の日から1ヵ月以内にこれを支給しなければならない。ただし、特別の事情によってこの期間内に支払うことができない場合には、本人又は遺族に対しその事情を通知しなければならない。

(引当金の積立)

第15条 協会は、毎年度退職引当金として予算に計上し、別途積立てなければならない。

(支払い方法)

第16条 退職手当は全額通貨で支給する。

(端数計算)

第17条 退職手当を計算するに当たり、計算上100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(職員の定義)

第18条 この規程でいう職員とは、協会から給与を支給されているすべての勤務者をいう。

(規程不記載事項並びに疑義の取扱い)

第19条 本規程の記載のない事項の取扱い並びに解釈に疑義ある事項の取扱いには、会長がこれを決裁する。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年11月2日から施行する。
- 2 ただし、この規程は昭和46年4月1日から適用されるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 ただし、この規程施行以前に在籍していた者については、従前の退職金規程の適用を受けるものとする。

退職手当支給係数

勤務期間	支給率	勤務期間	支給率
3	2.0	26	27.0
4	3.0	27	28.0
5	4.0	28	29.0
6	5.0	29	30.0
7	6.0	30	31.0
8	7.0	31	31.6
9	8.0	32	32.2
10	9.0	33	32.8
11	10.2	34	33.4
12	11.4	35	34.0
13	12.6	36	34.6
14	13.8	37	35.2
15	15.0	38	35.8
16	16.2	39	36.4
17	17.4	40	37.0
18	18.6	41	37.5
19	19.8	42	38.0
20	21.0	<ul style="list-style-type: none"> ・退職は、満60才に達した日の属する年度の末日とする。ただし、常勤役員に対しては、本号を適用しない。 ・60才を越えて雇用する場合には、一端解職し、1年ごとの再雇用とする。 	
21	22.0		
22	23.0		
23	24.0		
24	25.0		
25	26.0		